

# 浜川放課後児童クラブ公的施設整備事業

## 1 整備の目的

放課後児童健全育成事業は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

本町においては、放課後児童クラブの利用待機児童が発生している状況であることから、その解消のため、公的施設を活用した施設整備を行います。

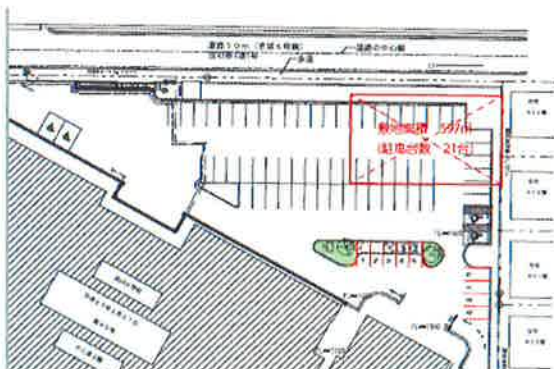
## 2 事業概要

- (1) 名称 浜川放課後児童クラブ
- (2) 位置 北谷町字宮城1番地172（浜川小学校敷地内）
- (3) 規模 建築面積約270㎡、1階建て
- (4) 施設内容 専用区画2区画、事務スペース、収納庫、トイレ、シャワー室等
- (5) 事業費 132,004千円（令和3年度予算）
- (6) 事業期間 令和元年度～令和3年度

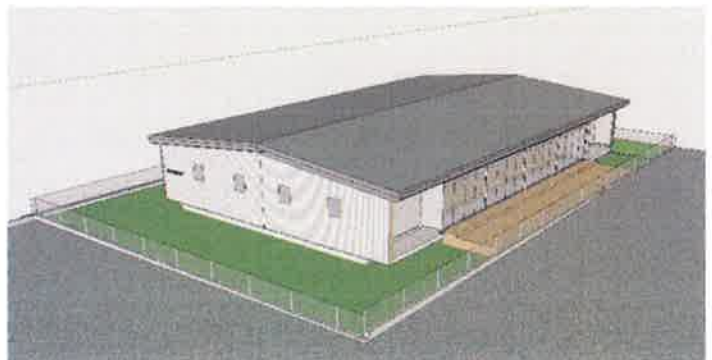
## 3 事業スケジュール

時期	内容
令和元年度	基本設計業務
令和2年度	基本設計及び実施設計業務
	7月16日 住民説明会開催
令和3年度	整備工事着手、完成
令和4年度	運営開始

## 4 位置図（浜川小現駐車場）



## 5 完成予想図



6 定 員 80名 (1支援40名×2)

7 対象児童

- (1) 北谷町内に住所を有している児童
- (2) 町立小学校に就学している児童
- (3) 保護者が労働等により昼間家庭にいない児童

8 利用料金等 (月額)

- (1) 利用料 8,000円
- (2) おやつ代 2,000円

9 利用料金の減免

- (1) 児童扶養手当法に基づく児童扶養手当を受給し、又は北谷町母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例 (平成7年北谷町条例第15号) に基づく要保護児童の認定を受けている者・・・5,000円
- (2) 北谷町就学援助規則 (平成25年北谷町教育委員会規則第15号) に基づく要保護児童の認定を受けている者・・・5,000円
- (3) 北谷町就学援助規則に基づく準要保護児童の認定を受けている者 (同規則第2条第2号ウに基づき準要保護児童の認定を受けている者を除く。)・・・2,000円

第9回北谷町総合教育会議

# 北谷町子どもものの貧困対策について

子ども家庭課子育て支援係